

保安係員

保安主任者

講習を受けさせなければならない期間が令和6年3月31日に終了する場合は、期間が1年間延長されます。

免状取得後、最初の講習の場合

R2年度中に
免状取得

期間：3年以内

延長

1年

R3.4.1

R6.3.31

R7.3.31

二回目以降の講習の場合

H30年度中
に受講

期間：5年以内

延長

1年

H31.4.1

R6.3.31

R7.3.31

上図の期間にかかわらず、選任後、講習を受けさせなければならない期間（6月以内）が令和6年1月1日から6月30日までの間に終了する場合は、その期間が6月間延長されます。

例）令和6年6月30日に期間が終了する場合

選任日

期間：6月以内

延長

6月

R6.1.1

R6.6.30

R6.12.31

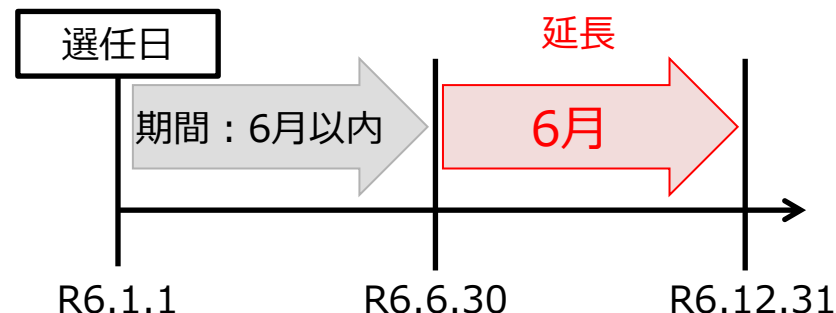
保安企画推進員

講習を受けさせなければならない期間が、選任後最初の講習は6月、二回目以降の講習は1年、延長されます。

選任後、最初の講習の場合

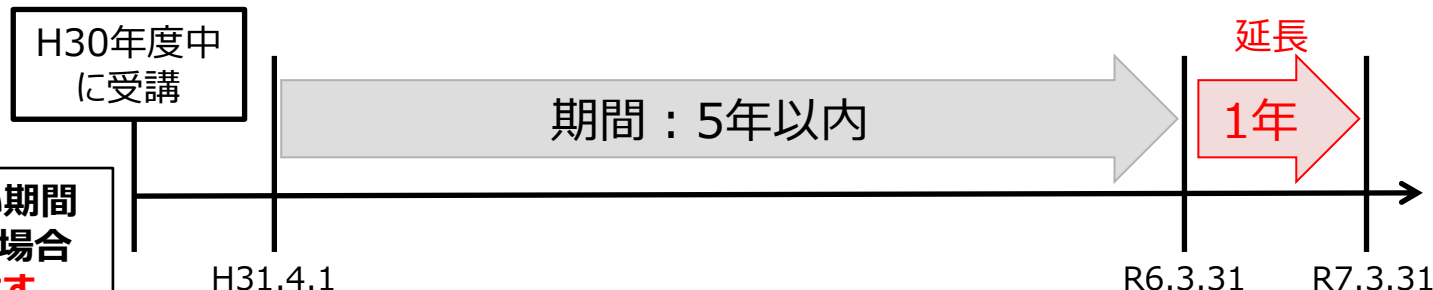
選任後、講習を受けさせなければならない期間（6月以内）が令和6年1月1日から6月30日の間に終了する場合は、その期間が6月間延長されます。

例）令和6年6月30日に期間が終了する場合



二回目以降の講習の場合

講習を受けさせなければならない期間が令和6年3月31日に終了する場合は、その期間が1年間延長されます。



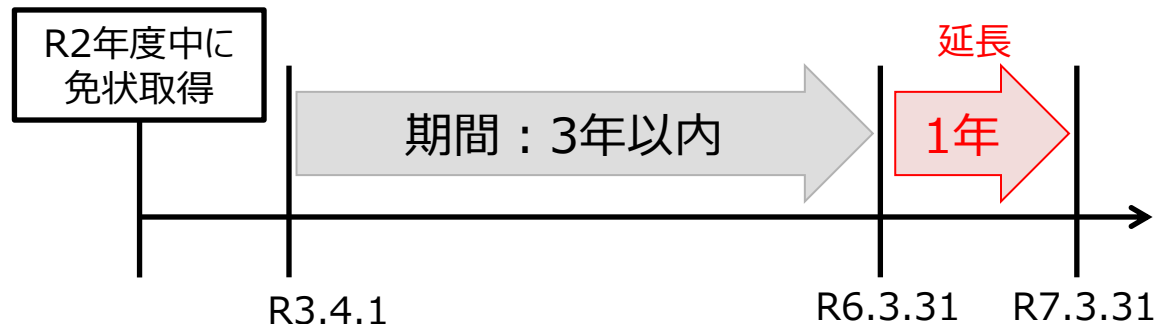
参照条文：高圧ガス保安法 液石則第66条、一般則第68条、コンビ則第27条

充てん作業者

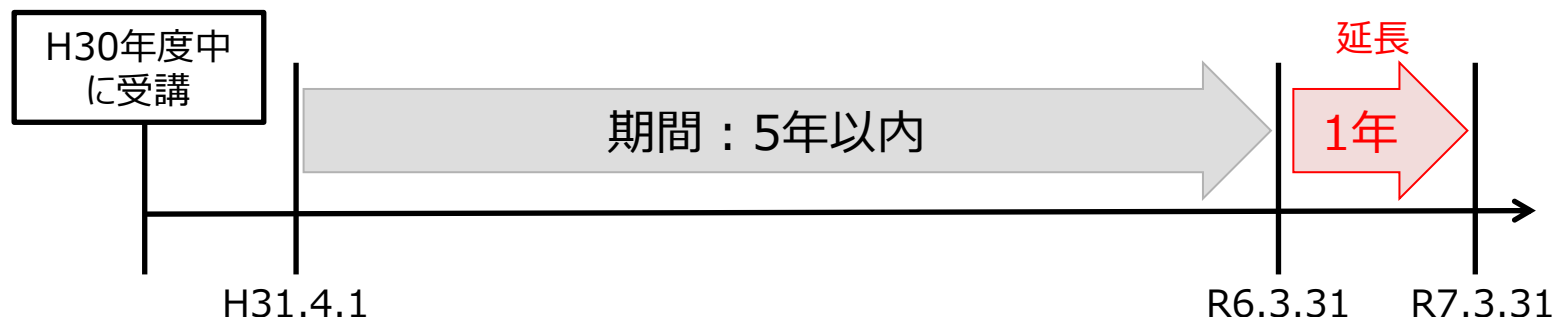
液化石油ガス設備士

講習を受けなければならない期間が
令和6年3月31日に終了する方は、
期間が1年間延長されます。

免状取得後、最初の講習の場合



二回目以降の
講習の場合

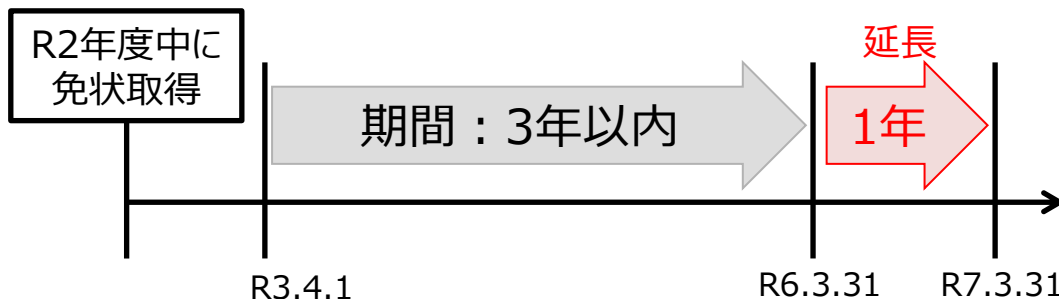


参照条文：液石法施行規則 第74条、第109条

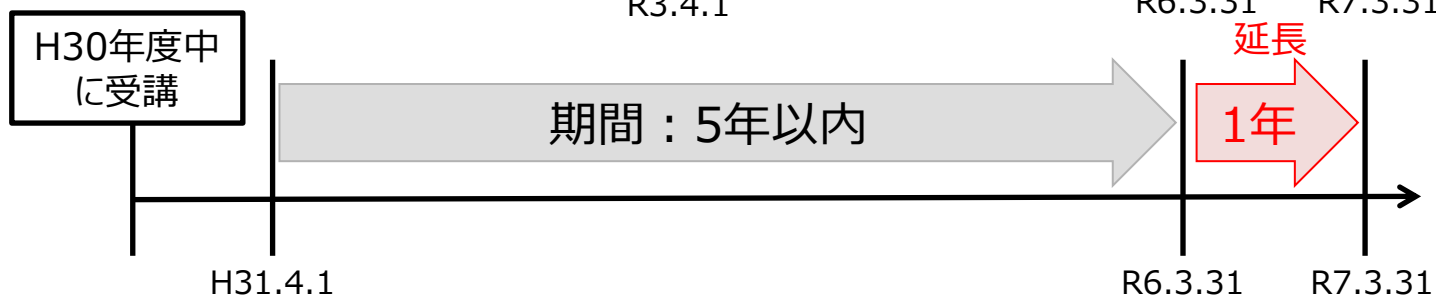
業務主任者

講習を受けさせなければならない期間が令和6年3月31日に終了する場合は、期間が1年間延長されます。

免状取得後、最初の講習の場合



二回目以降の講習の場合



例) 令和6年6月30日に期間が終了する場合

上図の期間にかかわらず、選任した日から6月以内に講習を受けさせなければならない場合であって、その期間が令和6年1月1日から6月30日までの間に終了する場合は、右図のとおり期間が6月間延長されます。

